

学習会報告

イギリスにおける DV 被害者等 を含めた移民女性への支援の実情

3月24日(日)19時からオンラインで学習会が行なわれました。

報告者は、イギリスの移民女性のための支援団体「アシアナ(Ashiana Sheffield)」で働く豊吉里菜さん。豊吉さんは、以前、かけこみあいちの学生ボランティアとして活動されていました。

「そうみー移民女性自立の会(SEWMI)」の杉戸ひろ子さんが進行役で、豊吉さんの話への質問や感想、日本の移民女性の現状などの話をはさみながら会を進められました。



豊吉さんの働く「アシアナ」は、イギリス北部のシェフィールドを拠点とする DV や人身売買の当事者のための支援団体で、BAMER(Black:黒人、Asian:アジア人、Minority Ethnic:少数民族、Refugee:難民)の人々のアドボカシー支援をしているということです。

豊吉さんは DV チームのプロジェクトオフィサー(サポートワーカー)として、約20人のクライアントを1対1でサポートしていて、オフィスや電話で相談をうけているそうです。子どもを支援するサポートワーカーやビザに関する支援をするサポートワーカーなどがいて、週1回はチームで話し合いをするということです。

以下、豊吉さんのお話の概要です。

イギリスでは「DV」ではなく「DA(Domestic Abuse)」と言われており、「加害者、被害者の両方が16歳以上であること」「個人的に繋がりがあること」「いずれかの行為に当てはまること(身体的・性的虐待、暴力的・脅迫的な行動、支配的・強制的な行動、経済的虐待、心理的・感情的・その他の虐待)」「見聞きした子どもも被害者である」と定義されている。

「DASH(Domestic Abuse Stalking and Honour based violence)」という DA のリスクを特定するためのチェックリストがあり、24の質問事項のチェックをして、リスクを低・中・高で判断すること。リスクが高いと見なされるのは「窒息されそうになった」「脅迫された」などのケース。

リスクの高い DA のケースについて、様々な専門家の代表が集まって行なわれる「MARAC(Multi-Agency Risk Assessment Conferences)」という会議があり、DA 当事者の国籍やビザに関わらずケースについて話し合われる。

「ユニバーサルクレジット」という低所得者向けの給付制度は、受給資格のある手当を別々に申請する必要がなく、基本額が受給でき、年齢や障がい、子どもの有無などに応じて追加額が支給され、職業案内所での毎月のアポイントメントに出席して手当の給付が決まる。

「公営住宅」については、DA の被害者はどこかの地方自治体の住宅課にでも助けを求めることができ、住宅支援を受ける優先権が与えられ、緊急時住宅が提供される。



「保護命令」には、「刑事命令」と「民事命令」があり、「刑事命令」には「接近禁止命令」が、「民事命令」には「DV 保護通知」「DV 保護命令」「虐待禁止命令」などがある。

裁判費用が支払えない人に一部または全額補助する「リーガルエイド」という制度があり、DV や強制結婚のリスクがあったり、ホームレスになる可能性があったりするケースで使える。

子どもへの支援として、1989年の「児童法第17条」で、ソーシャルサービスの義務が示され、「支援を必要としている子どもの福祉を保護し、促進すること」「そのような子どもたちの家族による養育を促進すること」とされる。

子どもと関わる機関は、DA の被害者だと判断した場合、被害者と加害者が接触しないように

勧め、状況を記録し、別の機関に報告し合う。加害者が子どもに接触したい場合は、裁判所の命令が勧められる。「子どもが誰と生活するか」などを決める「育児方法命令(Child Arrangements Order)」があり、子どもの声が家庭裁判所の判決に反映されるよう助言する「Cafcass(Children and Family Court Advisory and Support Service)」という独立した公的機関がある。

お話を聞いて、「ユニバーサルクレジット」や住宅の提供、「リーガルエイド」、子どもへのソーシャルサービスの義務など、当事者の方たちにとって使いやすく、有意義な制度だと思いました。中でも「ユニバーサルクレジット」は、様々な手当を別々に申請する必要がなく、個別に加算されるという点で負担感が少なく、日本でも導入されるとよいのと思いました。

質疑応答で課題を聞かれて、「ソーシャルサービスが理解されないこともあり、他の機関に声が届くようアドボケイトしなければいけない」「公的資金にアクセスできない人の問題がある」「リーガルエイドの弁護士の確保がむずかしい」という答えでした。制度はあっても、運用上のむずかしさがあるのだと感じました。

進行役の杉戸さんから「移民女性のDV事案の留意点」として、「出身国のコミュニティで情報が広がることもある」「入管ではDV被害を受けたこと、警察に通報した、行政の窓口で相談したことを必ず伝える」など、注意すべきことを具体的に話されました。在留資格についての知識も必要なことなど、支援する立場として知っておくべきことがわかりました。



不十分のこともあります。詳細なチェックリストがあるとより詳しい状況がわかりますね。

- ・何と言っても、NRPF(No Recourse to Public Funds 公的資金を受け取る資格がないこと)のビザを持つ人への支援のきめ細やかさには感心しました。
- ・その一方で、表に出てこないものをどう発見し、支援につなげるかは日本とも共通した課題であることもわかりました(とくに移民の場合は表に出にくい)。

(文責:H.R)

以下は参加者からの感想の一部です。

- ・DASHはとても素晴らしいと思います。アセスメントの仕方は人それぞれですし、聞き取りが